

「GSJ 筑波移転」第 8 回

極私的「地質調査所筑波移転」随想

加藤 碩一¹⁾

加藤碩一（かとう ひろかず）

1975 年通産省工業技術院地質調査所入所。地質部層序構造課長，国際地質課長，主席研究官，企画室長，環境地質部長，地質調査所次長，産総研移行後は地質情報研究部門長，東北センター所長，産総研理事，フェロー兼地質調査総合センター代表を経て，現在産総研名誉リサーチャー。（写真は入所当時）

1. はじめに

筆者は、「団塊の世代」，いわゆる「揺り籠から墓場まで競争の世代」の先陣を切った年の生まれである。すでに古希を過ぎ，目は霞み，耳は遠くなり，トイレとあの世が近くなっている今日この頃である。本誌誌上でシリーズ企画としてはじまった「GSJ 筑波移転」について，編集部より生き証人の一人として何か書けと丁寧に丁寧に頼まれ，断るすべもなく，遺言代わりに書いた次第である。かといって，大所高所から論ずる気力能力もなく，苦し紛れに移転前後それぞれ 5 年間程度のきわめてマイナーな極私的思い出をつづることでお茶を濁そうとしたのが本文の主旨である。いうまでもなく，GSJ の公式見解・公文書ではこれなく，私的な放言をつづった今はやりの純私的メモの類にすぎない。「行政文書の管理に関するガイドライン」適用外で，法的な証拠証言能力はない。また，正確性の確保の観点からみても時日や各種数値等は完全に正確を期しているかと言われれば何となくというレベルである。不都合であっても，ひたすら御許しを願う次第である。

2. 入所前後～筑波移転前（1975～1979）あれこれ

2.1 入所前

今は昔，1975 年のとある日，筆者は国家公務員試験を受けて工業技術院（以下工技院）における採用最終面接に望んだ。工技院関係者と傘下の 15 研究所の所長達がずらりと居並ぶ中で，口頭試問めいた質問を受けるわけであ

る。当時の地質調査所長は，当たり前だが地質屋（編集部注：しばしば研究者は自分たちのことを〇〇屋と呼ぶ）なのでさすがに研究テーマは何かとか，将来どういう研究をしたいかなどと普通の質問をしてくれた。他所の所長達は地質に関心も理解もなく，質問のしようがなく困惑している感じだった。手元の履歴書を見て，とある所長が「君は結婚して 3 年になるが，子供はまだかね。」と今なら立派なハラスメント質問をしてきたほどである。ここで怒ったりしたら，公務員としての資質に欠けると思われそうで（本当か嘘か確かめようもないが，一人の所長でも×をつけると不合格になるといううわさがあった），にっこり微笑んで「これで就職が決まったらすぐにでも子供を作りたいのでよろしくご指導願います。」と答えて笑いを取っておいた。あとで伝え聞いたら，この答え方がよかったという。合否は紙一重である。

それはともかく後述するように，工技院の中で理系の GSJ が他の工学系の研究所とは異質な存在であることをたびたび認識させられる始まりであった。工技院内では，普段はいわば異端児扱いでなにかと冷遇されているにもかかわらず，組織改編時には他省庁研究所との比較で，他所にはない地質の研究所があると都合よく「弾除け」扱いされてきた。後の産総研創立時にさえ，なぜ産業技術総合研究所に「地質」なるものがあるのかと某所高官から御下問があったやに聞く。

2.2 入所直後

さて，無事採用された地質調査所（写真 1）で，入所自体はうれしくあったが，またもや「筑波移転」に関わる

1) 産総研 地質調査総合センター 地質情報研究部門

キーワード：工業技術院，地質調査所，筑波移転，地質，地震地質課



写真1 入所時の初任研修時の集合写真より(左から、伊藤久男氏、宮崎光旗氏、筆者)

あれこれに遭遇し、ややうざりな感じがした。というのは、それ以前に在籍していた東京教育大学は、筑波移転を巡って賛成・反対派の軋轢が著しかったのである。筆者もいやもおうもなくそれに巻き込まれ、一時は満足に授業が受けられない状況にあった。筆者自身は政治にはあまり関心はなく、デモにも参加したこともなかった。ところが、理不尽なことに大学院の修士課程入学試験に合格していたにも関わらず、4年時の必須科目の単位を4月になってから出す(補講は終了していたにも関わらず)という某教授の嫌がらせをうけ、進学できなかった。翌年、合格した試験を再度受けなおすというまったくモチベーションの上がらない受験に臨むはめになったのであった。ともかく進学したが、大学内の混乱の余波は続き、大学や教師に対する信頼感はまったく失われ、大学に残るという選択肢は自分の中からなくなった。それでも、地質学に対する情熱は変わらなかったため、学生時代から出入りしていた地質調査所は、あこがれの職場であった。嗚呼、それなのに。やっと、大学の移転の騒動から抜けて、落ち着いて地質学の研究ができると思ったらまたまた「筑波移転」であったから、なるべく「さわらぬ神にたたりなし」状態を心掛けた。当時朝から酔っ払いがたむろする汚い川崎駅から南武線で武蔵溝ノ口駅下車(写真2)、徒歩5分の「溝の口庁舎」(写真3)に通う日々であった。

2.3 地震地質課

筆者が入所した昭和50(1975)年の7月1日に「応用



写真2 南武線の武蔵溝ノ口駅。(1975年当時)



写真3 溝の口庁舎。(1975年当時)

地質部」(水資源課・環境地質課)が改組され、「環境地質部」が設立され、同時に「地殻熱部」が新設された。翌昭和51(1976)年7月1日に「筑波計画室」が設置され、徐々に筑波移転が現実化していった。そんな中で同年10月1日、環境地質部地震地質課設立に伴って筆者も地質部から異動した。

さて、それにまつわるエピソードを一席。「前例踏襲」というのは「面従腹背」とともに役人の金科玉条である。「地震地質」という言葉は、今でこそ違和感もなく普通に使われるようになったが、当時新規の課名として申請する際には、もちろん国内に例はなく、外国に例があるか否か問われた。地質調査所からすれば Seismotectonics とは異なる、地質学的観点に立ちつつも、活断層に限らず地震を研究する新たな融合領域を開拓する心意気から命名しようとしたものである。第一、日本語なのだから外国に例があるわけもなかった。しかし、その際、中国地震局の刊行していたジャーナルのタイトルが、まさに漢字で「地震地質」であったことに気づいた。中国の国家機関のいわば公文書



写真4 素面では務まらない飲みや歌えの企画時代（左図の左は井上英二元所長，右は故垣見俊弘元所長）

相当の学術書であると法螺を吹いて表紙コピーを提出したところ、今度はなんなく通った。よく見れば、英語の副題が「SEISMOLOGY AND GEOLOGY」で、つまり「地震学と地質学」であり、「地震地質」のコンセプトとは何の関係もないくらいだったが、知ってか知らずか（おそらく気にも留めなかっただろうが）、企画と連携しながら、分厚い資料を作成し、何度も何度も関係者が工技院に出向き、縷々「地震地質」について説明したあの日々はどこに行ったのだろう。ともあれ、担当者は上司に、上司はさらに上級官庁に説明する際の言い訳があればよいのである。中身ではなく、素人がど素人に説明できるネタめいたものがあればよいというわけである。ともあれ、これで一点突破したことによって、その後の昭和53（1978）年に新設された「地震化学課」「地震物性課」の課名、さらには平成9（1997）年の「地震地質部」の部名も「以下同文」で通ったのはめでたし、めでたしであった。

2.4 人事はいつも理不尽

当時毎晩のように17:00のベルが鳴るやいなや各研究室で開催されていた飲み会の席で、諸先輩から地質調査所で偉くなるには3Kを経験する必要があると常々聞かされた。3Kとは、海外・企画・組合の頭文字である。「研究だけならだれでもできる。企画も共にできるのは君をおいては他にない。君よ、地調の花と咲け。」などといわれてその気になって…。このようなセリフは後年、人事を受け持つ立場になった時によく使わせてもらったが、研究に専念したい研究者個人にとって不本意なこともあるが、必ずしも不当不適ではないように努めた。字の下手な奴に看板は頼まないわけである。

とは言っても、いまさら文句を言っても始まらないが、筆者は何の因果か溝の口・河田町時代（東京分室）から筑波時代、通算で、企画室付き2回、企画室長補佐1回、企画室長1回、後述の工技院併任1回と繰り返し滅私奉公のお勤めをした。飲み会で俺の青春を返せと叫んでも、

誰にも同情されず、むなしく響くだけであった（写真4）。もっとも、企画併任の際に、事務方との交流が密に行われ、後に人的財産となったことは、悪いことではなかった。やや意味が異なるが、「禍福は糾える縄の如し」とはよく言ったものである。

3. 筑波移転直前直後のあれこれ

昭和46（1971）年の筑波移転決定を受け、昭和51（1976）年に「筑波計画室」が設置された。昭和54（1979）年4月1日に「移転推進室」が発足し、同年10月に筑波研究学園都市に庁舎が新設移転され、11月1日から業務が開始された。これに伴って「筑波計画室」及び「移転推進室」は任務終了し、翌昭和55（1980）年3月31日に廃止された。

3.1 二号業務問題

今は昔、「地質の調査」を、なぜ「二号業務」と称するのかを知らない所員が増えている（ほとんど？）やに聞く。戦後、昭和23（1948）年の工技院設立に際して、法律207号「工業技術院設置法」（昭和23・8・1）が施行された。その第3条で所掌事務及び権限が以下のように規定された。

第3条 工業技術院の所掌事務の範囲は次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。

- 一 鉱業及び工業に関する試験、研究、分析、検定、鑑定、技術調査、技術指導その他これらに附帯する業務を行うこと。
- 二 地質の調査その他これに附帯する業務を行うこと。
- 三 計量の標準を設定すること、…（以下略）

即ち、第三条2号で定められた業務だったからである。

同時に政令207号「工業技術院設置法施行令」が施行され、その中で「第12条 地質調査所は、地質及び地下

資源の調査並びにこれに関する研究，技術指導その他これらに附帯する業務を行う。」と，地質調査所が担うことが定められた。

その後たびたびの「工業技術院設置法施行令の一部を改正する政令」が発せられ，例えば「電気試験所」が「電子技術総合研究所」に名称変更され，その他の「試験所」も「研究所」となり，また名称そのものの変更も相次いだ。その中で，「地質調査所」だけは名称変更しなかった。もっとも筑波移転に際して例えば工技院から「地質研究所」とか「地質調査研究所」とか，さらには「地球科学研究所」に変更したらという話もあったようである。名称変更のような金のかからない新規案件をあこれいじるのは，役人の習性である。しかし，中身が変わらないのに看板だけ変えるのはばかばかしいという意見が当時の所幹部をはじめ所員の大勢であった。英語名 Geological Survey of Japan は世界に通用する名称で，その直訳的な日本語名称「地質調査所」も明治 15 (1882) 年の創立以来，変更の要はなかったからである。極端で些末な一例であるが，中国から溝の口の筆者宛てにある郵便物が贈られた際の宛名が「日本国地質調査所」だけで住所もないのに届いたことがあった。もちろん我が国の郵政業務に携わる現場職員の優秀さの表れでもあったが，当時の文部省の指導か否かもはや知る由もないが，結果的に大学の「地質学科」が「地球環境学科」とかなんとかやたらに名称変更して意味不明になっていったのとは一線を画していた。もっとも後述するように「筑波手当」問題では，これが仇になった面もあった。

さて，この際に他省庁から，「地質」の調査研究は，必ずしも「地質調査所」の専売特許ではなく関連する分野の研究所でも実施されているから，「二号業務」を実態に合わせて変更するべきだといういわば横槍が入ったそうである。この時，工技院の担当者がかなり頑張ったそうで，所掌業務は変更されずに済んだ。これは地質調査所のことを慮ったわけではなく，役人の縄張り意識の賜物であったであろうが，もっとも移転に伴って施行令の一部が次のように改正されたのは当然である。すなわち，本所の所在地が川崎市溝の口から筑波に変更されたので第 8 条第 1 項中「川崎市」を「茨城県」に改め，東京分室も同様に「東京都」を「茨城県」に改められた。附則で「この政令は，昭和 54 年 11 月 1 日から施行する。」とされ，名実ともに筑波移転は完了した。

このことは，その後も継承された。いわゆる「前例踏襲主義」が，この点に関しては地質調査所に有利に働いた稀有な事例であったわけであった。すなわち，法律第二百三十一号（平一・一・二二）「独立行政法人産業技術総合研

究所法」で，次のように業務の範囲が定められた。

第十一条 研究所は，第三条の目的を達成するため，次の業務を行う。

- 一 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。
- 二 地質の調査を行うこと。
- 三 計量の標準を設定すること，・・・(以下略)

さらに，「国立研究開発法人産業技術総合研究所法」にもそのまま引き継がれ，「二号業務」が継承されたわけである。

3. 2 移転バブル (?)

移転の予算には当時若造(今でも気だけは若いつもりだが)の筆者は直接には関係していないので，真偽のほどは保証の限りではないが，移転に際して各研究所に(まったく正式ではないが)いわば裁量分ともいえる設計・見かけ予算枠があったやに聞き及ぶ。これは，各研究所によって特色があるからで，独自に最適な予算の用途がありうるからである。その結果，本シリーズの第一回目で，松井さんが述べているように，地質調査所では各研究室壁面にサンプル庫を取り付けたり，床の耐荷重をきわめて大きく取ったりできたことは，幸いであった。地震が来ても地質調査所の建物だけは倒れないと言われたものである。

しかし，研究所によっては，建物は単なる入れ物でよく，中に入れて使う最新の機器・施設設備に予算を集中する方針をとったところもあった。1 年も経たないうちに向かいの某研究所を訪問した際，早くも階段壁の塗装が剥がれており，安普請の有様が見え見えであったのが印象的だった。また，例えばある物理定数を世界に先駆けて一桁精度よく決定しようという野心的な試みのため，この機会に当時破格の高価格機器を導入した所があった。しかし研究者の確保もままならず，メンテナンスに毎年多額の費用が発生するため，維持できず宝の持ち腐れ状態になった例もあるやに聞く。また，長らく野積み状態の新規購入備品があったとかなかったとか，担当者が会計監査時に海外出張中で不在だったところ帰国後，ただちに成田空港から拉致(?) 同様に所に直行させられずいぶんと絞られたとか。

(つづく)

KATO Hirokazu (2019) GSJ's historical transfer to Tsukuba 8: Private essay on GSJ's historical transfer to Tsukuba.

(受付: 2019 年 2 月 22 日)